回　覧

まちだより はこね

第２号
令和７年４月25日発行

５月21日（水）
住民票・印鑑登録証明書のコンビニ交付が出来ません！

システムメンテナンスのため、次のとおりコンビニ交付が出来ません。
ご不便をおかけしますが、皆さんのご理解、ご協力をお願いします。

【対象の日時・場所】

５月	21日（水）	各コンビニエンスストア	終日

【利用できない手続き】
・住民票の発行
・印鑑登録証明書の発行

※税証明については、通常通り発行できます。

ご不明な点等につきましては、町民課窓口係まで問い合わせてください。

照会先　町民課窓口係　電話（85）7160

★この回覧「まちだより」と「広報はこね」は町のホームページにも掲載しています。
☆箱根町公式LINEで発行をお知らせしています。友だちの追加で情報を受け取れます。
★「広報はこね」が届いていない方は、役場、出張所、出先機関などに置いてあります。
（発行／箱根町役場　〒250-0398　箱根町湯本256番地）
～裏面もご覧ください～

マイナンバーカード専用
休日窓口開設

新規申請写真不要！　郵送受け取り可！

　マイナンバーカードの交付を推進するため、休日でなければ窓口に来られない方のために、次のとおり窓口を開設しますので、利用してください。
　既に申請済のカードの受け取りや電子証明書の更新・発行、カードの新規申請ができます。新規申請ではオンライン申請サポートも行いますので、写真がなくてもカードが申請でき、カードを郵送で受け取ることも可能です。

開設日時

５月	２５日（日）	８：３０～１２：００

【場　　所】　役場本庁舎２階　町民課窓口

【取扱業務】
（1）マイナンバーカードの申請・受け取り
（2）電子証明書の更新・発行　など

いずれの手続きも本人確認書類が必要です。
ご不明な点等につきましては、事前に問い合わせてください。

照会先　町民課窓口係　電話（85）7160

月　日	
サイン	

★ 読み終わったらすぐ次の方へ回覧しましょう。

コラグラフ版画教室

～素材となるもので凹凸を作り、色をつけて紙に押す楽しさを味わいましょう～

※大文字クラブとコラボ企画です※

版画家（アーチスト）と一緒に、コラグラフ体験をしましょう。

コラグラフとは、版に凹凸のある身近な素材を貼り付け版を作り、インクを付けて印刷します。

楽しくこの技法を学んで、世界に一つしかない作品を作りませんか。

【 日 時 】　５月 25 日（日）10 時 30 分～12 時

【 会 場 】　社会教育センター　（箱根町小涌谷 520）

【講座内容】　葉っぱ、パッキン、アルミホイル、波ダンボール、紐などを使ってオリジナルの版を作ります。
作った凹凸作品を印刷して表現を楽しみます。

【 講 師 】　版画家　北村　麻衣子さん

【 対 象 】　幼児（保護者同伴）から中学生以下

【 定 員 】　15 人（先着順）

【申込期間】　５月 13 日（火）～５月 21 日（水）

【申込方法】　電話で申し込んでください。

【 持 ち 物 】　はさみ、筆記用具、作品を持ち帰る袋

【感染予防対策に関しての注意事項】

- 基本的な感染防止対策を講じた上で実施します。
- 発熱など体調がすぐれない方は、受講を遠慮してください。
- 感染拡大状況や自然災害などにより、急きょ中止する場合があります。

申込・照会先　社会教育センター
電話　　（82）2694

イノシシやシカの捕獲状況について

現在、町全域でイノシシやシカによる被害が増えています。

神奈川県猟友会箱根支部と協力し、有害鳥獣として、わなと銃器による捕獲を実施しています。

捕獲地域は次のとおりです。

６年度３月末現在地域別捕獲頭数　（単位：頭）

種別	地域					合計	備考
	湯本	温泉	宮城野	仙石原	箱根		
イノシシ	5	6	2	16	12	41	わな 40 銃器 1
ニホンジカ	16	7	26	63	74	186	わな 166 銃器 20

銃器の使用にあたっては、住民の皆さんや観光客・ハイカーに十分注意して実施するとともに、日時や場所などをあらかじめ防災行政無線や町ホームページ等によりお知らせしますので、協力をお願いします。

町ホームページはこちら

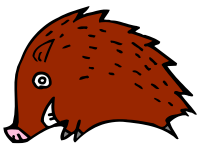

照会先　環境課美化保全係　電話（85）9565

鳥獣被害を減らすために

ごみ出しのマナーを守り、被害防止対策に努めましょう！

イノシシなどの野生動物は家庭などから出る生ごみや、庭などに生えているユリやタケノコなどのにおいにつられて人里に下りてきます。出没を減らすためには一人ひとりが生ごみを決められた時間に集積所に出すなどのごみ出しのマナーを守ることが必要です。

定期的な草刈りなど敷地の管理をしましょう！

管理されていない敷地や建物が鳥獣の棲み処になることがあります。

定期的な草刈りなど人の手を加えることで、エサとなるものを遠ざけ、隠れる場所をなくすことで、鳥獣にとって住みにくい、都合が悪い場所にすることが大事です。

庭で植物や作物を育てている場合には敷地全体を柵などで囲うといった対策をとる必要があります。全体を囲うことが難しい場合は、植物などを育てている場所のみを囲うことも検討しましょう。

なお、町では、所有する敷地などに有害鳥獣の被害の防止を目的として柵などを設置した方に補助金を交付しています。希望する方は問い合わせてください。

イノシシなどの被害にあわないために（町ホームページ）

照会先　環境課美化保全係　電話（85）9565

不用品交換情報　譲ります！ 譲ってください!!

家庭で使わなくなった品物などを、ごみに出す前に「不用品交換情報」に登録しませんか。他に必要としている方に、有料または無料で譲ることができます。

また、同時に譲ってほしいものの情報登録も受け付けています。

譲ります

（４月９日現在）

番号	品　名	規　　格	状　態	価　格
1401	こたつ	１０５cm×７０cm	多少傷あり	無料
1402	木製テーブルと座布団（５枚）	木製テーブル １５０cm×90cm	新品	有料
1403	グリル付ガステーブル	ガスコンロ２基 幅 56cm	良い	要相談
1404	全自動洗濯機	幅 526 ㎜　奥行 500 ㎜ 高さ　888 ㎜	良い	要相談

譲ってください

番号	品　名	規　　格	状　態	価　格
2144	猫用品（猫ボランティアで使用）	ケージ、シート、フード等	普通	無料

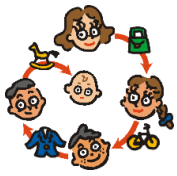

※　状態は新品・良い・普通・多少傷ありの４段階で表しています。

※　掲載期間は登録日から６か月間です。

※　本情報は、町内在住者、在勤者に有効となります。

※　希望の品物が見つかったら、登録者の連絡先を知らせますので、環境課まで連絡してください。その後の引き取り方法などの交渉は当事者間で行ってください。

※　問題が生じた場合は、当事者間の話し合いなどにより解決してください。

※　品物の写真を下記アドレスまで送付していただいた場合、一緒に掲載します。より品物の状態がわかるのでおすすめです。

※　この情報はまちだより発行日と同日に町ホームページにも掲載しています。不用品交換が成立すると随時更新するので、ホームページも併せて確認してください。

申込・照会先　環境課環境政策係　電話（85）9565
e-mail:web_kankyou@town.hakone.kanagawa.jp